

横浜市北部汚泥資源化センター  
汚泥処理・有効利用事業  
実施方針

平成 27 年 4 月 7 日

横浜市環境創造局

はじめに

横浜市（以下「市」という。）は、北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図り、民間と行政のパートナーシップのもとで、本事業を効率的・効果的に推進するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づく事業として実施することを検討している。

本事業に関し、P F I 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する事業者の選定を行うにあたり、P F I 法第 5 条第 1 項の規定により実施方針を定めたので、同条第 3 項に基づき、次のとおり公表する。

## 目 次

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
2	特定事業の選定及び公表に関する事項	7
第2	事業者の募集及び選定に関する事項	8
1	事業者選定に関する基本的事項	8
2	事業者の募集及び選定の手順に関する事項	10
3	応募者の備えるべき競争参加資格要件	13
4	提出書類の取扱い	17
5	S P Cとの契約手続き	17
第3	選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
1	基本的な考え方	18
2	予想されるリスクと責任分担	18
3	モニタリング等	18
第4	建設用地の立地及び施設規模等に関する事項	20
1	立地条件	20
2	本施設の規模	20
3	土地等の使用に関する事項	20
第5	契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	21
1	基本的な考え方	21
2	管轄裁判所の指定	21
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	22
1	選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	22
2	その他の事由により事業の継続が困難となった場合	22
3	金融機関と市の協議	22
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	23
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	23
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	23
3	その他の支援に関する事項	23
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	24
1	議会の議決	24
2	応募に伴う費用負担	24
3	問合せ先	24

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業

(2) 事業場所

横浜市鶴見区末広町1丁目6番地の1 横浜市北部汚泥資源化センター内

横浜市鶴見区末広町1丁目6番地の8 改良土プラント内

(3) 対象となる公共施設等

横浜市北部汚泥資源化センター 汚泥処理施設

(4) 公共施設等の管理者の名称

横浜市長 林 文子

(5) 事業の目的

市では、11か所の水再生センターで発生する汚泥を、北部汚泥資源化センター及び南部汚泥資源化センターの2か所の資源化センターにて処理している。北部汚泥資源化センターでは、北部方面の5水再生センター（都筑、港北、北部第一、神奈川、北部第二）の汚泥を集約し処理している。北部汚泥資源化センターには、3基の汚泥焼却炉が稼働しているが、そのうち3号炉については昭和62年6月に稼働開始後、約28年経過（平成26年度末時点）、4号炉についても平成元年8月に稼働開始後、約26年経過（平成26年度末時点）しており、近い将来の更新が必要となっている。北部汚泥資源化センターでは、隣接する改良土プラントにて改良土の製造等をおこなっているが、改良土プラントは平成元年4月に稼働後、16年1月にPFI事業として増設のうえ運営を開始している。当初の稼働からは約26年を経過（平成26年度末時点）しており、設備の老朽化が進み更新が必要となっている。

本事業の目的は、地球温暖化対策及び資源の有効利用の観点から下水処理の最終過程で発生する生成物の有効利用を行うための燃料化施設、汚泥焼却炉及び改良土プラントを整備し、既設の汚泥焼却炉も含めて、管理運営を行うことである。また、事業の実施にあたっては民間事業者の独自技術や創意工夫を活用することで、より経済的で環境負荷の軽減に配慮した事業とするとともに、「横浜市中心企業振興基本条例」の趣旨に鑑み、地域活性化に資することにも期待するものである。

## (6) 事業内容

### ア 事業対象

北部汚泥資源化センター内において、休止している汚泥焼却炉 1 号炉、2 号炉を解体し、その跡地に燃料化施設を建設、現在稼働している汚泥焼却炉 3 号炉を解体し、その跡地に汚泥焼却炉新 1 号炉を建設する。管理運営は、これらの新設施設に加え、稼働中の汚泥焼却炉 5 号炉、4 号炉（休止するまでの期間）及び 3 号炉（解体までの期間）を対象とする。

改良土プラント内で現在稼働している改良土プラントは、北部汚泥資源化センター内に更新する。なお、改良土の生産等の業務は、工事期間中も継続するものとする。

### イ 事業の方式

本事業を実施することを目的として会社法に定める株式会社として落札者が設立する特別目的会社（SPC）（以下「PFI 事業者」という。）が燃料化施設、焼却炉及び改良土プラント（以下「新設施設」という。）の設計、建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間終了までの間、本施設の管理運営を行う BTO 方式（Build Transfer Operate）とする。

### ウ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 51 年 3 月 31 日までとする。

### エ 業務範囲

選定事業者が行う本事業の業務範囲の概要は次のとおりである。詳細は、要求水準書に示す。

#### (ア) 設計及び建設段階

##### a 設計に関する業務

- (a) 既存汚泥焼却炉 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び既存改良土プラントの解体撤去及び新設施設の整備にかかわる事前調査及びその関連業務
- (b) 設計業務及びその関連業務（許認可手続等）
- (c) 各種申請に関する業務（社会資本整備総合交付金の申請手続支援含む）

##### b 建設に関する業務

- (a) 既存汚泥焼却炉 1 号炉、2 号炉、3 号炉、既存改良土プラント及び関連機器類の解体撤去業務
- (b) 建築工事
- (c) 土木工事

- (d) 機械設備工事
- (e) 電気設備工事
- (f) 工事監理
- (g) 各種申請に関する業務（社会資本整備総合交付金の申請手続支援含む）
- (h) 市への所有権移転業務
- (i) その他本事業を実施する上で必要な工事及び業務

(イ) 管理運営段階

- a 保全管理業務
- b 保守点検業務
- c 修繕業務
- d 消化脱水汚泥及び分離液脱水汚泥（以下「消化汚泥等」という。）の受入業務
- e 運転管理業務
- f 物品等の調達管理業務
- g 燃料化物の購入・販売及び運搬業務
- h 燃料化物の有効利用業務
- i 焼却灰の購入、改良土の製造・販売業務
- j 市等への連絡・報告業務
- k 事業場所の清掃業務
- l 副産物の引渡業務
- m 本施設見学者の対応に関する協力
- n その他本事業を実施する上で必要な業務

(ウ) 全段階

- a 統括マネジメント業務

**オ PFI事業者の収入**

本事業におけるPFI事業者の収入は、次のとおりとする予定であるが、詳細については、入札公告時に示す。

(ア) 市からのサービスの対価

- a 設計及び建設の対価

市は本施設の設計業務及び建設業務の対価について、市への所有権移転後、事業期間終了までの間、PFI法第10条第1項に基づいて市とPFI事業者の間で締結する事業契約（以下「事業契約」という。）に定める額を支払う。

本事業は社会資本整備総合交付金の適用を予定している。このため交付金が市

に交付（従来の制度における類似事業の場合、55%程度の国費率であったが、交付金対象範囲は国との協議により交付金申請時に決まる。）される場合、設計業務及び建設業務の対価のうち交付金対象となる費用については、事業年度ごとの出来高に応じて分割で支払う予定である。

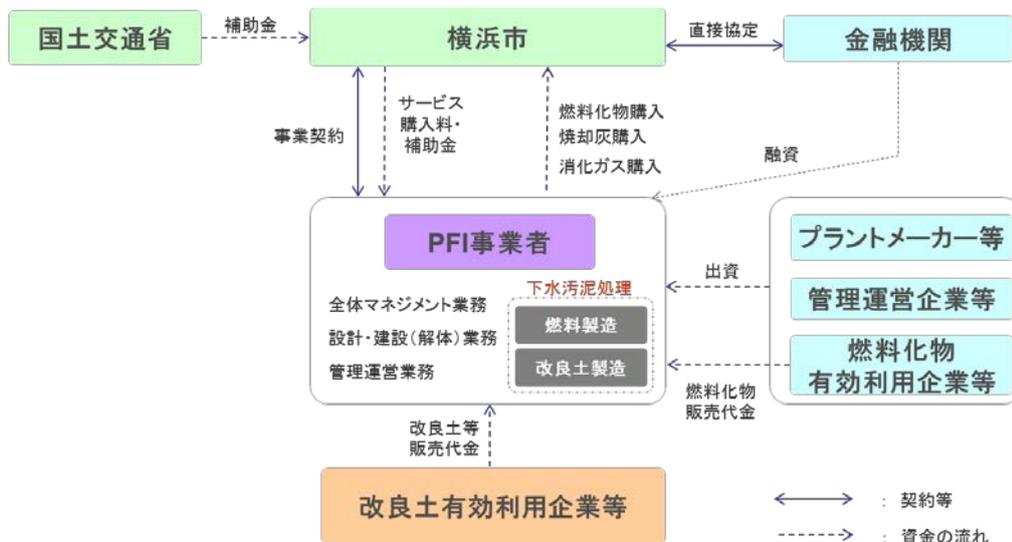
b 管理運営の対価

市は管理運營業務の対価について、市への所有権移転後、事業期間終了までの間、事業契約に定める額を原則として支払う。

なお、燃料化物の購入の対価については、PFI事業者が市へ支払う。将来燃料化物に関する価値（環境価値含む）が現在の想定を超えて変動した場合には、燃料化物の購入の対価について、市とPFI事業者の間で協議を行う。また、改良土製造のための焼却灰の購入の対価については、PFI事業者が市へ支払う。将来焼却灰（改良土）に関する価値が現在の想定を超えて変動した場合には、焼却灰の購入の対価について、市とPFI事業者の間で協議を行う。

(イ) PFI事業者の燃料化物販売・改良土販売による収入

燃料化物は有効利用先への販売を前提とし、当該販売による収入は、直接PFI事業者の収入とする。改良土販売は有効利用先への販売を前提とし、当該販売による収入は、直接PFI事業者の収入とする。（改良土プラントの管理運営に関する業務は、焼却灰の購入・改良土の製造・販売などの費用を、改良土販売収入にて全てまかなう独立採算事業とする。）



注：本図は、事業の全体イメージを説明するために主な関係者間における主な資金の流れ等を示した例であり、応募にあたっての条件を示すものでも、資金の流れを確約するものでもない。

## (7) 事業スケジュール（予定）

事業のスケジュール（予定）の概要は次のとおりである。

基本協定の締結	平成 28 年 2 月
事業契約の締結	平成 28 年 5 月
本施設の設計・建設期間※	平成 28 年 5 月～平成 31 年 3 月
本施設の引渡し及び所有権移転期限※	平成 31 年 3 月
本施設の管理運営開始※	平成 31 年 4 月
事業終了	平成 51 年 3 月 31 日

※主に燃料化施設の場合であり、施設により設計・建設期間等や管理運営開始時期等は異なる。詳細は要求水準書に示す。

## (8) 事業に必要とされる根拠法令等

本事業を実施するにあたって、選定事業者は次の関連する法令等を遵守すること。

### ア 法令

- ・ 下水道法
- ・ 水道法
- ・ 消防法
- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 土壤汚染対策法
- ・ 環境基本法
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 電気事業法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
- ・ 建築士法
- ・ 建設業法
- ・ 地方自治法
- ・ 労働基準法

- ・労働安全衛生法
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ・会社法
- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・道路法
- ・道路運送法
- ・個人情報保護に関する法律
- ・その他関連する法令等

#### イ 条例等

- ・横浜市下水道条例
- ・横浜市建築基準条例
- ・横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例
- ・横浜市火災予防条例
- ・横浜市生活環境の保全等に関する条例
- ・横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例
- ・横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
- ・横浜市個人情報の保護に関する条例
- ・横浜市の保有する情報の公開に関する条例
- ・横浜市中小企業振興基本条例
- ・その他関連する条例等

## 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

特定事業の選定及び公表については、次の点に留意して行う。

### (1) 特定事業の選定基準

市は、本事業をPFI事業として実施することで、事業期間を通じた市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は市の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合に、本事業を特定事業に選定する。

### (2) 特定事業の選定方法

市の財政負担額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

公共サービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

### (3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その判断の結果を評価内容と併せ、事業者の選定等への影響に配慮しつつ、速やかにホームページ等を用いて公表する。

なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者選定に関する基本的事項

#### (1) 基本的な考え方

本事業は、設計、建設、管理運営、燃料化物の有効利用等の各業務について、P F I 事業者にも効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービス提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力、ノウハウ、実績等を総合的に評価して選定する必要がある。

そのため落札者の選定にあたっては、提案内容、市の財政負担額等を総合的に評価し、選定を行う予定である。

#### (2) 選定の方式

本事業における事業者の募集及び落札者の選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式（加算式）により行うものとする。

#### (3) 審査の方法

審査は、以下のとおり実施することを予定している。詳細は、入札説明書等で公表する。

##### ア 競争参加資格確認

競争参加資格の確認として、応募者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求め、市の一般競争入札有資格者名簿登載者であることや一定の実績を有することなどの形式面の確認を行う。

##### イ 提案内容の審査

上記アで本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、具体的な業務の実施方法やサービスの対価の額、地域活性化への貢献に資する事項等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、落札者を決定する。このうち、サービスの対価の額については、P F I 事業者の燃料化物販売による収入、改良土販売による収入や副産物発生時の市の処分費等も考慮することを予定している。

なお、提案の評価基準、提案書の提出方法、提出時期、提出書類の詳細等については、入札公告時に明らかにする。

#### (4) 横浜市民間資金等活用事業審査委員会による評価

市は学識経験者等で構成する「横浜市民間資金等活用事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、応募者の提案内容を評価し、最優秀提案者を選定する。

市は、審査委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。

なお、審査委員会の委員については、入札公告時に明らかにする。

**(5) 入札の中止等**

競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

**(6) 落札者を選定しない場合**

事業者の募集及び落札者の選定の過程において、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

## 2 事業者の募集及び選定の手順に関する事項

### (1) 事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

事業者の募集及び選定にあたっては、次の手順及びスケジュールで行うことを予定している。

平成 27 年 4 月 7 日	実施方針、要求水準書（案）、モニタリング基本計画（案）の公表
平成 27 年 4 月 7 日 ～平成 27 年 4 月 20 日	実施方針、要求水準書（案）、モニタリング基本計画（案）に関する質問及び意見等の受付
平成 27 年 5 月 14 日	実施方針等に関する質問及び意見等への回答公表
平成 27 年 6 月	特定事業の選定・公表
平成 27 年 7 月	入札公告（入札説明書、要求水準書、モニタリング基本計画、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案））の公表
平成 27 年 7 月	入札説明書等に関する質問及び意見等の受付（第一次）
平成 27 年 8 月	入札説明書等に関する質問への回答公表（第一次）
平成 27 年 8 月	入札説明書等に関する質問及び意見等の受付（第二次）
平成 27 年 9 月	入札説明書等に関する質問への回答公表（第二次）
平成 27 年 10 月	競争参加資格確認申請書の受付
平成 27 年 10 月	競争参加資格確認結果の通知 競争参加資格確認結果の理由説明の申立て 競争参加資格確認結果の理由の回答
平成 27 年 11 月	入札書類の提出
平成 27 年 11 月	入札参加者プレゼンテーション
平成 27 年 12 月	開札
平成 28 年 1 月	落札者決定の公表
平成 28 年 2 月	落札者との基本協定の締結
平成 28 年 5 月	事業契約の締結

## (2) 現地見学について

事業場所への現地見学については、次のとおりとする。

### ア 現地見学時期

平成 27 年 5 月中旬 午前 9 時から午後 5 時

※具体的な日時については、市にて指定する。なお、見学時間は各社あたり 1 時間程度の予定である。

### イ 申し込み方法

本施設の現地見学を希望する者は、申し込み用紙（様式－1）に必要事項を記入して、下記の要領にて申込書を提出すること。なお、1 社 5 名までとする。

参加申し込み期限	平成 27 年 4 月 20 日午後 5 時まで（必着）
受付方法	電子メールによる送信のみを受け付ける。 なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝祭日を除く 24 時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに問合せ先に連絡すること。
申込書の様式	様式－1 の書式を用いて添付ファイルとして電子メールにて下記アドレス宛に送信すること。
申込書の提出先電子メールアドレス	ks-sludgepfi@city.yokohama.jp
電子メール到着確認に関する問合せ先	横浜市 環境創造局 下水道施設部 下水道設備課 TEL 045-671-2852

### ウ 見学方法

希望する者に、別途案内を通知する。

### エ 試料提供

消化汚泥等の試料提供を希望する者には、申し込み用紙（様式－1）にその旨を明記すること。なお、提供に際して別途必要となる書類については、希望する者に案内とともに配布する。

### (3) 実施方針等への質問及び意見等の受付及び回答

#### ア 質問及び意見等の受付

本実施方針、要求水準書（案）及びモニタリング基本計画（案）（以下「実施方針等」という。）に対する質問及び意見等の受付を、下記の要領にて行う。

期間	平成 27 年 4 月 7 日午前 10 時から 平成 27 年 4 月 20 日午後 5 時まで（必着）
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付ける。 なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝祭日を除く 24 時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに問合せ先に連絡すること。
質問、意見・提案の様式	様式-2、様式-3 の書式を用いて質問及び意見等を添付ファイルとして電子メールにて下記アドレス宛に送信すること。
質問及び意見等の提出先電子メールアドレス	ks-sludgepfi@city.yokohama.jp
電子メール到着確認に関する問合せ先	横浜市 環境創造局 下水道施設部 下水道設備課 TEL 045-671-2852

#### イ 質問に対する回答

質問に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位又はその他正当な利益を害するおそれがあるものと市が認めたものを除き、下記要領にて公表する。（電話や窓口等での直接回答は行わない。）

なお、提出のあった意見等は、原則として公表しない。

公表日（予定）	平成 27 年 5 月 14 日
ホームページアドレス（URL）	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/gesui/pfi/sludgeyukopfi/">http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/gesui/pfi/sludgeyukopfi/</a>

### (4) 実施方針の変更

市は実施方針等公表後における民間事業者等からの意見・提案を踏まえ、実施方針の内容の見直し及び変更を行うことがある。

変更を行った場合には、特定事業の選定までにホームページ等で速やかに公表する。

### 3 応募者の備えるべき競争参加資格要件

#### (1) 応募者の構成等

ア 応募者は、本施設の設計業務にあたる者、建設業務にあたる者、管理運営業務にあたる者（燃料化施設、汚泥焼却炉、改良土プラント及びその他付帯施設に係る管理運営にあたる者で、燃料化物の有効利用業務にあたる者を除く。）及び燃料化物の有効利用業務にあたる者を含む企業等で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

イ 応募グループのうち、「第2-5.」に示す特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資を予定している者を「構成員」、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接、業務を請け負うことを予定している者を「協力会社」とし、競争参加資格の確認申請時に構成員又は協力会社のいずれの立場であるかを明らかにすること。

なお、建設業務にあたる者、管理運営業務にあたる者（燃料化施設、汚泥焼却炉、改良土プラント及びその他付帯施設に係る管理運営にあたる者で、燃料化物の有効利用業務にあたる者を除く。）はSPCに出資すること。

ウ 構成員の中から代表企業を定め、代表企業が必ず競争参加資格の確認申請及び入札手続きを行うこと。

エ 応募グループの構成員及び協力会社並びにその企業の子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）は、他の応募グループの構成員及び協力会社になることはできない。ただし、燃料化物の有効利用業務にあたる者および改良土プラントに関連する業務にあたる者は重複参加を認める。

#### (2) 応募者の競争参加資格要件

応募グループの構成員及び協力会社は、次の競争参加資格要件を満たすものとする予定であるが、詳細については、入札公告時に示す。

##### ア 共通の資格要件

(ア) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げるものでないこと及び同条第2項の規定に定めた資格を有する者であること。なお、本市

の競争参加資格を有しない企業等が構成員又は協力会社として入札参加を希望する場合には、入札参加資格審査の随時登録申請等に基づき申請を行うこと。

- (イ) 「横浜市指名停止等措置要綱」に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。ただし、指名停止期間が1か月以内のものである場合は、この限りでない。
- (ウ) 監督官庁から営業停止の監督処分（以下「営業停止処分」という。）を命じられ、本件入札又は契約に支障をきたす者でないこと。
- (エ) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。
  - a 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
  - b 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (オ) 市が本事業について、アドバイザー業務を委託したみずほ総合研究所株式会社、みずほ総合研究所株式会社が本アドバイザー業務において提携関係にある株式会社エックス都市研究所及び西村あさひ法律事務所、並びにこれらの企業の子会社若しくは親会社でないこと。
- (カ) 審査委員会の委員が属する企業等、又はその企業等の子会社若しくは親会社でないこと。

#### イ 各業務にあたる者の資格要件

応募グループの構成員及び協力会社のうち、設計、建設、管理運営及び燃料化物の有効利用業務にあたる者は、それぞれ次の資格要件を満たすものとする。

各業務にあたる者の資格要件を満たす者が資格要件を満たす複数の業務にあたることは認めるものとする。

- (ア) 設計業務にあたる者
  - a 管理技術者及び照査技術者として、技術士登録の総合技術監理部門（選択科目を下水道とするものに限る。）又は上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）の資格を有する者を配置できること。
  - b 担当技術者として、下水道法第22条に規定された資格を有する者を配置できること。

- c 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。なお、平成 15 年度以降に建築士法により監督処分を受けたことがないこと。
  - d 平成 27・28 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等関係）において登録を認められている者又はその営業を継承した者と認められる者であること
- (イ) 建設業務にあたる者
- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による機械器具設置工事及び建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。ただし、建設に関する業務にあたる者が複数である場合には、このうち 1 者が満たせば良いものとする。
  - b 平成 27・28 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において「電気」若しくは「機械器具設置」に登録を認められている者、又はその営業を継承した者と認められる者であること。ただし、建設に関する業務にあたる者が複数である場合には、このうち 1 者が満たせば良いものとする。
- (ウ) 管理運營業務にあたる者（燃料化物の有効利用業務にあたる者を除く。）
- a 平成 27・28 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において営業種目として委託関係の営業種目で登録を認められている者又はその営業を継承した者として認められるものであること。
  - b 管理運營業務の遂行において担当する業務に必要となる資格（許認可、登録等）を取得していること。ただし、管理運營業務にあたる者が複数である場合には、このうち 1 者が満たせば良いものとする。
- (エ) 燃料化物の有効利用業務にあたる者
- a 平成 27・28 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）においていずれかの営業種目に登録を認められている者又はその営業を継承した者として認められるものであること。
  - b 燃料化物の有効利用業務にあたる者は、事業期間中、燃料化物を購入する旨の確約を提示すること。  
なお、燃料化物の有効利用業務にあたる者または応募グループの代表企業は、燃料利用先における自治体の関係法令等の規制状況を把握したうえで、当該自治体と燃料化物の利用について協議し、協議した証を提出することとする。  
市においては、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成 14 年横浜市条例第 58 号）第 39 条の規定により定められた、「環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）」第 2 項(1)に基づき協議を行う。

### (3) 競争参加資格確認基準日等

ア 競争参加資格確認基準日は、別に定めるものを除き、競争参加資格確認申請書締切日とする。

イ 競争参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、応募グループの構成員又は協力会社のいずれかが競争参加資格を欠くに至った場合、当該応募グループは入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力会社が競争参加資格を欠くに至った場合は、以下のときに限り、入札に参加できるものとする。

(ア) 当該応募グループが、競争参加資格を欠いた構成員又は協力会社に代わって、競争参加資格を有する構成員又は協力会社を補充し、必要書類を提出したうえで、市が競争参加資格等を確認し、これを認めたとき。

(イ) 競争参加資格を欠いた構成員又は協力会社が担当する業務にあたる者が複数である応募グループの場合で、当該構成員又は協力会社を除く構成員及び協力会社ですべての競争参加資格等を満たすことを、市が認めたとき。

ウ 開札日の翌日から落札者決定日までの間、応募グループの構成員又は協力会社が競争参加資格要件を欠くに至った場合、市は当該応募グループを落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力会社が競争参加資格を欠くに至った場合は、以下のときに限り、当該応募グループの競争参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

(ア) 当該応募グループが、競争参加資格を欠いた構成員又は協力会社に代わって、競争参加資格を有する構成員又は協力会社を補充し、必要書類を提出したうえで、市が競争参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約の締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき（補充する構成員又は協力会社の競争参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力会社が競争参加資格を欠いた日とする。）。

(イ) 競争参加資格を欠いた構成員又は協力会社が担当する業務にあたる者が複数である応募グループの場合で、当該構成員又は協力会社を除く構成員及び協力会社で、すべての競争参加資格等を満たし、かつ設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

## 4 提出書類の取扱い

### (1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者選定結果の公表に必要な範囲で落札者以外の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、建設方法、管理運営方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

## 5 S P Cとの契約手続き

### (1) 契約手続き

市は落札者と協議を行い基本協定を締結する。

基本協定に従い、落札者は事業契約の締結までに本事業を実施するS P Cを設立し、市はS P Cと事業契約を締結する。

なお、落札者決定日の翌日以降、落札者の構成員又は協力会社が競争参加資格を欠くに至った場合、市は落札者と基本協定を締結しない、又は落札者の設立したS P Cと事業契約を締結しない場合がある。

### (2) S P Cの設立等の要件

落札者は、本事業を実施するため、事業契約の締結前までに、会社法に定める株式会社としてS P Cを横浜市内に設立すること。

なお、応募グループの構成員は、S P Cに対して必ず出資するものとし、代表企業の議決権割合は最大となるものとし、構成員全体の有する議決権の割合は全議決権の2分の1を超えることとすること。

また、すべての出資者は、事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

### 第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 基本的な考え方

本事業における本施設の設計、建設、管理運営、燃料化物の有効利用等における業務遂行上の責任は原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由があるものについては、市が責任を負うものとする。

#### 2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市とPFI事業者の責任分担は、その概略を別紙1にリスク分担表として示すが、詳細については、入札公告に添付される事業契約書（案）に示すこととし、最終的に事業契約で規定する。

#### 3 モニタリング等

市は、PFI事業者が提供する業務内容の確認及びPFI事業者の財務状況の把握等を目的に、モニタリングを行う。なお、モニタリング基本計画（案）にて、モニタリングの体制や各段階のモニタリング方法を明らかにする。

##### (1) モニタリングの内容

###### ア 設計及び建設段階

市は、PFI事業者が行う設計業務及び建設業務等が市の定める要求水準に適合するものであるかの確認を行う。

PFI事業者の実施する設計業務及び建設業務等の水準が市の定める水準を下回ることが判明した場合、市は是正措置等を求める。PFI事業者は、市の要求に対し、自らの費用負担により、是正措置等を講ずるものとする。

###### イ 管理運営段階

市は、PFI事業者の実施する管理運営業務について定期的に確認を行うとともに、PFI事業者の財務状況についても確認する。

PFI事業者の実施する管理運営業務の水準が市の定める水準を下回ることが判明した場合には、市は業務内容の速やかな是正措置等を求めるとともに、管理運営業務の未達成の度合いに応じてサービスの対価の減額等を行う。PFI事業者は市の要求に対し、自らの費用負担により、是正措置等を講ずるものとする。

また、PFI事業者は資金供給を受けた金融機関に対して随時提出する事業者の財務諸表を同時に市にも提出し、市は事業者が本事業を円滑に遂行し得る財務状況にあるかを確認する。

#### ウ 契約期間終了段階

P F I 事業者は、事業終了時の1年前に、設備の劣化等の状況及び設備の保全のために必要となる資料の整備状況の報告し、市はその報告内容について確認を行う。P F I 事業者は、要求水準を満たすよう、事業終了時までに修繕計画書に基づき修繕を行うほか、必要となる資料を整備し、市に確認等を受ける。

#### (2) モニタリングの費用の負担

モニタリングにかかる費用のうち、市が実施するモニタリングにかかる費用は、市が負担する。P F I 事業者自らが実施するモニタリング、いわゆるセルフモニタリングにかかる費用は、P F I 事業者の負担によるものとする。

#### 第4 建設用地の立地及び施設規模等に関する事項

##### 1 立地条件

項目	内容
所在地	横浜市鶴見区末広町1丁目6番地の1 (横浜市北部汚泥資源化センター内) 横浜市鶴見区末広町1丁目6番地の8 (改良土プラント内)
区域区分	市街化区域
用途地域	工業専用地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火・準防火地域	防火指定なし

##### 2 本施設の規模等

本施設の規模等は次のとおりである。なお、詳細については要求水準書(案)を参照すること。

項目	内容
計画年間処理量	124,000 t (施設規模 400 t / 日程度)
処理対象物	北部汚泥資源化センターで発生する消化汚泥等

##### 3 土地等の使用に関する事項

本施設の建設予定地は市有地であるが、事業期間中は、PFI事業者が無償にて使用を許可する。建物(1・2・3号炉管理棟及び脱水汚泥ピット)についても無償にて使用を許可する。

## 第5 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1 基本的な考え方

事業契約及び事業契約に付帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、市とPFI事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

### 2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 PFI事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市は、設計及び建設段階においてPFI事業者に対して是正勧告を行い、これによっても是正が見込まれない場合、契約の全部又は一部を解除することができる。また、市は、管理運営段階においてPFI事業者に対して是正勧告等を行い、一定期間内には是正計画書等の提出及び実施を求めることができる。さらに、市は、PFI事業者が再度の是正勧告に対応しなかった等の場合には、管理運営業務を行う者の変更をPFI事業者に請求でき、管理運営業務を行う者の変更後も事業契約書等に規定する水準及び仕様を満たしていない状況となった場合等には、市は一定期間内に契約を解除することができる。なお、詳細はモニタリング基本計画（案）を参照すること。

### 2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する事由ごとに、責任の所在による改善等の対応方法に従う。

### 3 金融機関と市の協議

事業が適正に遂行されるよう、市は、PFI事業者に資金供給を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結することがある。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

P F I 事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援をP F I 事業者が受けることができるよう努める。

### 3 その他の支援に関する事項

#### (1) 市の協力について

市はP F I 事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

#### (2) 株式会社 民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて

本事業は、株式会社 民間資金等活用事業推進機構（以下、「P F I 推進機構」という。）の出融資の対象事業であり、応募者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として、本事業に応募することができる。

なお、P F I 推進機構の出融資を確約するものではなく、P F I 推進機構の出融資の詳細、条件等については、応募者が直接問い合わせを行うこととされたい。

（連絡先） 株式会社 民間資金等活用事業推進機構

電話番号 03-6256-0087

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

市は、本事業の入札公告までに、市議会の議決を経て債務負担行為の設定を行うものとする。

### 2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。なお、審査の結果、次点及び次々点となった提案者には、「公民協働事業応募促進報奨金交付要綱」に基づき、提案報奨金を支払う予定である。

### 3 問合せ先

横浜市 環境創造局 下水道施設部 下水道設備課

住所 〒231-0016 横浜市中区真砂町2丁目22番 関内中央ビル

電話番号 045-671-2852

ファクシミリ番号 045-663-4313

電子メールアドレス ks-sludgepfi@city.yokohama.jp

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/gesui/pfi/sludgeyukopfi/>

※なお、公平を期すため、事業の内容等についての回答はホームページに公表して行い、電話や窓口等での直接回答は行わない。

別紙1は「第3-2.」に示すリスク分担表である。  
 詳細については、入札公告に添付される事業契約書（案）に示すこととし、最終的に事業契約で規定する。

別紙1

段階	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			市	PFI事業者
共通	構想・計画リスク	市の政策変更による事業の変更・中断・中止など	○	
	入札説明書類リスク	入札説明書等の誤り・内容の変更によるもの	○	
	許認可リスク	市の事由による許認可等取得遅延 上記以外の事由による許認可等取得遅延	○	○
	法令変更リスク	法制度・許認可の新設・変更によるもの(本事業に影響を及ぼすもの) 上記以外の法制度・許認可の新設・変更によるもの	○	○
	消費税変更リスク	消費税の変更によるもの	○	
	税制変更リスク	法人の利益にかかる税制度の変更によるもの(法人税率など) その他、事業に影響を及ぼす税制度の変更によるもの	○	○
	住民対応リスク	本施設の設置に関する住民反対運動等 PFI事業者が行う業務(調査・施工・管理運営等)に関する住民反対運動等	○	○
	環境リスク	PFI事業者が行う設計、施工、管理運営等の業務における環境の悪化 市が行う業務に起因する環境の悪化	○	○
	第三者賠償リスク	PFI事業者の責めによる(調査・施工・管理運営等に伴うもの、善管注意義務を怠った場合など)事業期間中の事故によるもの 市の責めによる事業期間中の事故によるもの	○	○
	安全確保リスク	設計、施工、管理運営等における安全性の確保		○
	保険リスク	施設の設計・施工段階及び管理運営段階のリスクをカバーする保険		○
	金利リスク	基準金利確定前の金利変動によるもの 基準金利確定後の金利変動によるもの	○	○
	物価変動リスク	インフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減リスク(一定の範囲内)		○
		インフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減リスク(一定の範囲を超えた部分)	○	
	資金調達リスク	PFI事業者の資金調達に関するもの		○
構成員・協力会社リスク	構成員・協力会社の能力不足等による事業悪化		○	
債務不履行リスク	市の事由による(市の債務不履行)事業の中止・延期	○		
	市の事由による支払の遅延・不能によるもの PFI事業者の事由による(事業破綻、事業放棄など)事業の中止・延期	○	○	
不可抗力リスク	戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止の関するもの	○	△注1	
契約締結前	応募費用リスク	応募に係る費用負担	△注2	○
	契約リスク	市の事由による契約の未締結 PFI事業者の事由による契約の未締結	○	○
	議会議決リスク	債務負担行為に関する議会の不承認	○	
調査・設計・建設	用地等リスク	建設予定地等の確保に関すること 建設に要する資材置き場等の確保に関すること	○	○
		土壌汚染、地下埋設物に関するもの 既存建物(管理棟、汚泥ピット)の瑕疵で提示する図面等から判断可能なもの	○	○
		既存建物(管理棟、汚泥ピット)の瑕疵で提示する図面等から判断不可能なもの	○	

段階	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			市	PFI事業者
調査・設計・建築	測量・調査リスク	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		PFI事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計リスク	市の事由による(市の事由による設計変更、提示条件等の不備・変更など)設計等の完了遅延・設計費の増大	○	
		PFI事業者の事由による(提案した設計内容の不備、基本設計・実施設計の不備、剪定事業者の事由による履行遅れなど)設計等の完了遅延・設計費の増大		○
	環境汚染物質リスク	解体に伴うアスベストやPCBなど環境汚染物質で提示する図面等から判断可能なもの		○
		解体に伴うアスベストやPCBなど環境汚染物質で提示する図面等から判断不可能なもの	○	
	解体有価物の価格変動リスク	解体有価物の販売に関して市場動向の変化により予定どおりに販売できないリスク		○
	工事遅延・未完成リスク	市の事由による(市の事由による設計変更、提示条件等の不備・誤りなど)工事の遅延・未完工工事費の増大	○	
		PFI事業者の事由による工事の遅延・未完工工事費の増大		○
	施設性能リスク	要求水準不適合(施工不良を含む)		○
工事監理リスク	工事の監理に関するもの		○	
引渡前損害リスク	工事目的物の引き渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○	
管理運営	事業開始遅延リスク	市の事由による事業開始の遅延	○	
		PFI事業者の事由による事業開始の遅延		○
	備品等納品遅延リスク	PFI事業者が設置する什器、備品等の納品遅延に起因するもの		○
	施設・設備の瑕疵リスク	PFI事業者が設置する施設・設備の瑕疵によるもの		○
	既存の施設・設備の瑕疵リスク	既存施設の瑕疵であって、提示図書等から推測困難であるもの	○	
		既存施設の瑕疵であって、提示図書等からの見落としによるもの		○
	管理運営の要求仕様不適合リスク	管理運営の仕様不適合		○
	要求水準不適合による損害リスク	施設の要求水準不適合による設備への損害、管理運営への損害		○
	管理運営内容変更リスク	市の事由による事業内容の変更	○	
	管理運営費の変動リスク	市の事由による事業内容等の変更等に起因する管理運営費の変動	○	
上記以外の要因によるもの(物価変動を除く)管理運営費の変動			○	
消化汚泥等の供給	市からPFI事業者へ提供される消化汚泥等の質または量の変更によるPFI事業者の経費の増加	○	△注3	

段階	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			市	PFI事業者
管理運営	燃料化物の製造に関するリスク	市の事由により、燃料化物の製造が行われないリスク	○	
		PFI事業者の事由により、燃料化物の製造が行われないリスク		○
	燃料化物の買取りに関するリスク	市の事由により、燃料化物の買取りが行われないリスク	○	
		PFI事業者の事由により、燃料化物の買取りが行われないリスク		○
	燃料化物の運搬・貯蔵・利用に関するリスク	適正な燃料化物の運搬、貯蔵、燃料利用、燃料利用後の処分に関する責任・費用負担		○
		燃料化物を利用することに対する利用先周辺の対応		○
	改良土の製造に関するリスク	市の事由により、改良土の製造が行われないリスク	○	
		PFI事業者の事由により、改良土の製造が行われないリスク		○
	改良土の販売に関するリスク	市の事由により、改良土の販売が行われないリスク	○	
		PFI事業者の事由により、改良土の買取りが行われないリスク		○
	改良土の運搬・貯蔵・利用に関するリスク	適正な改良土の運搬、貯蔵、利用に関する責任・費用負担		○
		改良土を利用することに対する利用先周辺の対応		○
需要リスク	燃料化物の需要に関するもの		○	
	改良土の需要に関するもの		○	
消化ガスの供給	市からPFI事業者へ提供される消化ガスの質または量の変更によるPFI事業者の経費の増加	○	△注3	
設備損傷リスク	市の責めによる事故・火災等による設備損傷に関するもの	○		
	PFI事業者の責めによる(設備管理業務に起因するもの、善管注意義務を怠った場合など)設備損傷に関するもの		○	
什器備品管理リスク	PFI事業者の責めによらない市が設置した備品等の盗難・破損・紛失	○		
	PFI事業者の責めによる、及び事業者が設置した備品等の盗難・破損・紛失		○	
事業終了時	事業終了時の移管手続リスク	施設移管手続きに伴う諸費用発生、SPCの清算手続きに伴う損益等		○
	事業終了時の施設状態	事業終了時の施設状態の要求水準の未達		○

注1：不可抗力リスク（戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止の関するもの）はPFI事業者も一部（1%迄）を負担する。

注2：「公民協働事業応募促進報奨金交付要綱」に基づく提案報奨金を意図する。

注3：やむを得ない事情により消化汚泥等・消化ガスの質または量が大幅に変動する場合のリスクは市が負うものとするが、経常的な季節変動ほか一定の範囲内での変動は、PFI事業者の負担とする。